

類 型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。)

表 示 事 項		表 示 事 項 の 説 明
居住の権利形態	利用権方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。
利用料の支払い方式	月払い方式	前払金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払う方式
入居時の要件	入居時自立・ 要支援・ 要介護	自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている方も入居できます。
介護保険	広島県(市)指定介護保険特定施設(一般型特定施設)	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。
居室区分	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が、すべて個室で統一されたホームです。
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制	3 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。